

報告第7号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成23年10月25日

三朝町長 吉田秀光

専決第 8 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 23 年 9 月 27 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

第 1 条 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 19 項</u>に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第 53 条第 1 項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあつては、医療費の全額</p>	<p>(助成)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 18 項</u>に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第 53 条第 1 項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあつては、医療費の全額</p>

ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 3～9 略	ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 3～9 略
-------------------------------	-------------------------------

第2条 三朝町特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第23項</u>に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第19項</u>に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3～9 略</p>

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。